

三島市屋外広告物誘導整備地区「東駿河湾環状道路沿道地区」

野立て案内図板設置の手引き

～設置許可の基準と考え方～

平成27年3月26日指定

平成27年3月

目次

【本手引き策定の目的】	1
【屋外広告物誘導整備地区とは】	1
【屋外広告物誘導整備地区（東駿河湾環状道路沿道地区）の指定の告示】	2
【第2種特別規制地域における案内図板等の設置許可基準】	5
1 案内図板等の設置場所から、当該案内図板等に表示されている 全ての事業所等の敷地までの道のり	5
2 相互間距離	6
3 板面の縦の長さ／板面の横の長さ	7
4 表示面積	8
5 板面の角度	9
6 案内表示の面積	10
7 地図・矢印	12
8 色彩	13
9 写真、絵（イラスト、商標等）の表示	14
10 板面で使用できる色数	15
11 電飾設備	16
12 脚の色	17
13 設置場所	17
【既存不適格広告物の取扱い】	18
【問合せ】	18

【本手引き策定の目的】

本手引きは、三島市屋外広告物条例（平成 23 年条例第 17 号）第 7 条の規定に基づき、平成 27 年 3 月 26 日に指定された、屋外広告物誘導整備地区「東駿河湾環状道路沿道地区」について、その基本方針に沿った適切な運用を図るため、第 2 種特別規制地域における案内図板等の設置許可基準の考え方について解説するものです。

【屋外広告物誘導整備地区とは】

三島市屋外広告物条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、地域又は場所の特性に応じ、特に良好な景観を形成し、又は風致の維持を図ることが必要であると認める区域について市長が指定するもので、当該区域において良好な景観を形成し、又は風致を維持するために特に必要と認められる場合に、「広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基準」として、

①自家広告物の許可不要となる基準

②禁止物件の適用除外で、自家広告物の許可不要となる基準

③普通規制地域、特別規制地域での許可の基準

を定めることができます。

屋外広告物誘導整備地区では、上記①～③の基準に合わないものは掲出できません。また、定めのない項目については、元の規制地域の基準が適用されません。

三島市屋外広告物条例 抜粋

(屋外広告物誘導整備地区)

第 7 条 市長は、地域又は場所の特性に応じ、特に良好な景観を形成し、又は風致の維持を図ることが必要であると認める区域を、屋外広告物誘導整備地区(以下「整備地区」という。)として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、区域、整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基準(以下「整備基準」という。)その他規則で定める事項を定めて行うものとする。

3 整備基準には、整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関し、当該整備地区における良好な景観を形成し、又は風致を維持するために特に必要と認められる限りにおいて、前条第 2 項第 1 号若しくは第 3 項第 1 号又は第 11 条の規則で定める基準(前条第 4 項の規定による許可のうち電車又は乗合自動車に表示される広告物に係るものについての基準を除く。)の特例を定めることができる。

4 前項の場合において、第 5 条又は前条第 4 項(電車又は乗合自動車に表示される広告物に係るものを除く。)若しくは第 5 項の規定の適用に当たっては、整備基準をもって許可の基準とし、同条第 2 項第 1 号及び第 3 項第 1 号の規定中「規則で定める基準」とあるのは「整備基準」と読み替えるものとする。

5 整備地区においては、整備基準に適合しない広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

6 整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置については、整備基準に定めがあるものを除くほか、特別規制地域の区域内に存する整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置にあつては第 3 条その他の特別規制地域における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する規定を、普通規制地域の区域内に存する整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置にあつては第 5 条その他の普通規制地域における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する規定を適用する。

三島市屋外広告物条例による屋外広告物誘導整備地区
(東駿河湾環状道路沿道地区)の指定の告示

三島市屋外広告物条例(平成23年三島市条例第17号)第7条第1項、第2項及び第3項、並びに三島市屋外広告物条例施行規則(平成23年三島市規則第32号)第6条第1号及び第2号の規定により屋外広告物誘導整備地区を次のとおり指定する。

平成27年3月26日

三島市長 豊岡 武士

1 名称

屋外広告物誘導整備地区「東駿河湾環状道路沿道地区」

2 基本方針

東駿河湾環状道路は、東名沼津インターや新東名長泉沼津インターと箱根、伊豆の一大観光地を接続し、多くの観光客に利用されている。また、各インターチェンジ周辺は市の玄関口であり、特に三島塚原インター周辺は箱根への玄関口でもあり、訪れた人々の目に最初に触れ、各観光エリア等の訪問への期待につながる場所である。

また、沿道の豊かな自然や、雄大な富士山、箱根の山並み、駿河湾等の優れた眺望に相応しい、景観に調和した屋外広告物の整備、整序を推進し、地域のイメージアップや魅力の向上につなげる必要がある。

特に、世界文化遺産に登録された富士山の眺望については、積極的にその保全を図っていくことが求められている。

このようなことから、東駿河湾環状道路の沿道を「屋外広告物誘導整備地区」に指定し、次の(1)～(3)の基本方針に基づき広告物等の表示や設置を目指すこととする。

(1) 自然環境や道路景観と調和した広告物等への誘導

形状や掲出位置の制限を加え、特に色彩については使用できる色相を絞り、低明度、高彩度のものを避けることで、良好な沿道景観づくりを推進する。

(2) 優れた眺望を保全し、運転者に圧迫感を与えない広告物等への誘導

富士山や箱根の山並み、三島・沼津の市街地など優れた眺望を遮ることがないように配置、面積、数量などを誘導する。

(3) 案内図板等の表示の適正化と地域特性を踏まえた規制

案内図板等の設置許可基準を追加し、表示の適正化を図り、見やすさなど観光客等に配慮

するとともに、単に規制を強化するだけではなく、伊豆・箱根の玄関口である本市の特性を踏まえた規制を行う。

3 指定区域

東駿河湾環状道路の両側50m以内の区域とする。

但し、防音壁及び山岳等の自然の立地条件により展望できない区域を除く。

4 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基準（整備基準）

(1) 第2種特別規制地域における案内図板等の設置許可基準

項目	整備基準
案内図板等の設置場所から、当該案内図板等に表示されている全ての事業所等の敷地までの道のり	20キロメートル以内のものであること。
相互間距離	<p>下図のE点、F点、G点及びH点で囲まれた区域に、別の野立ての案内図板等が掲出されていない、又は掲出される予定がないものであること。</p>
板面の縦の長さ	1.5m 以下
板面の横の長さ	「縦<横」であること。
表示面積	3 平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告を表示することができる。

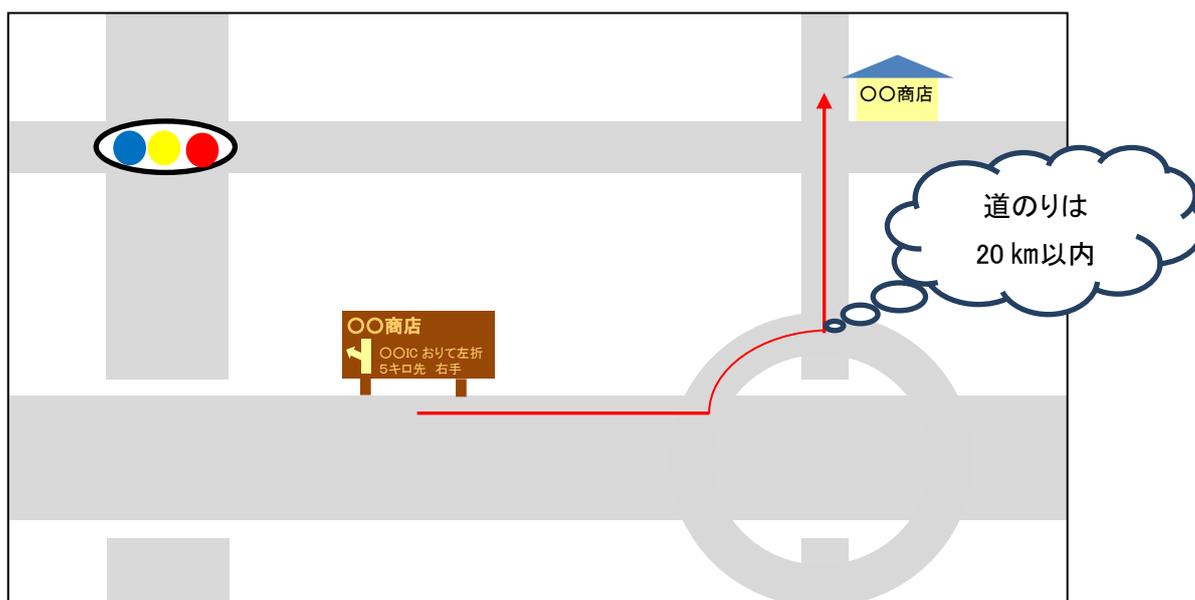
板面の角度	東駿河湾環状道路の中心線に対し、おおむね垂直であること。
案内表示の面積	案内表示の面積は、板面の表示面積の 3 分の 1 以上とすること。
地図・矢印	事業所等に案内し、又は誘導するための地図又は矢印が表示された案内広告を表示したものであること。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地の色彩 色相 10 YR、かつ明度 3 以上 6 以下、彩度 1 以上 6 以下であること。 ・文字、地図、矢印の色彩 色相 10 YR、かつ明度 8 以上であること。
写真、絵(イラスト、商標等)の表示	写真、絵(イラスト、商標等)は表示してはならない。
板面で使用できる色数	<ul style="list-style-type: none"> ・地の色 1色とする。 ・文字、地図、矢印の色 3色以内とする。
電飾設備	電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出した物(案内広告を直接照らすものを除く。)その他これらに類するものを使用しないものであること。
脚の色	ダークブラウン (10YR2/1) とすること。
設置箇所	各インターチェンジ近くに設置することが望ましい。

【第2種特別規制地域における案内図板等の設置許可基準】

1 案内図板等の設置場所から、当該案内図板等に表示されている全ての事業所等の敷地までの道のり

《整備基準》

20キロメートル以内のものであること。



《解説》

案内図板と案内される事業所等との間の距離制限を定めています。

基本的には、事業所等に近い主要な道路等に設置することを想定しており、20km以上離れた場所に設置することはできません。

※当市は、伊豆地域や箱根山などの一大観光地の玄関口に位置するため、箱根西麓地域や伊豆地域（大場・函南IC周辺地域一帯）までを案内することを想定した距離に設定しています。

《運用基準》

＜距離の計測方法＞

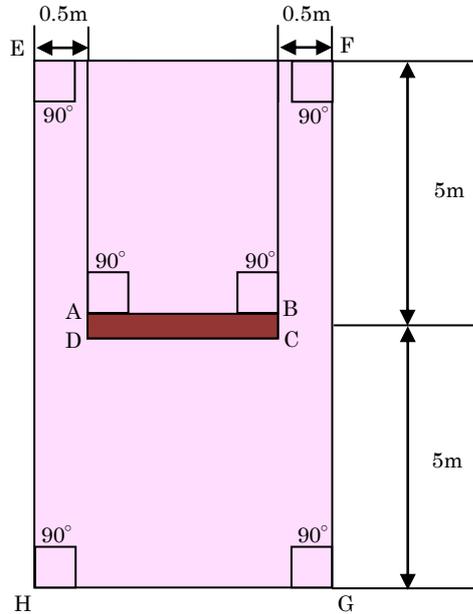
距離の計測は、案内図板の設置場所から事業所等の敷地へ向かう、通常想定される一般的な道路の道のりで測ります。直線距離ではありません。

※申請書に添付する案内図には、案内図板の設置場所、事業所、案内図板の設置場所から事業所への経路及び道のりを示してください。

2 相互間距離

《整備基準》

下図のE点、F点、G点及びH点で囲まれた区域に、別の案内図板等が掲出されていない、又は掲出される予定がないものであること。



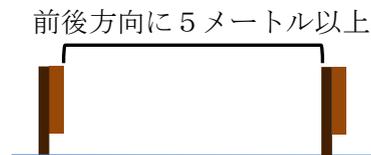
《解説》

案内図板同士の相互間距離を定めています。案内図板が乱立して良好な景観を阻害する状態となることを防ぐための基準です。

《運用基準》

＜距離の計測方法＞

- ・ 左右方向の距離は、案内図板の最も外側から測ります。
- ・ 前後方向の距離は、案内図板の表示面から測ります。



＜一体に見える看板の取扱い＞

- ・ 2枚以上の看板を左右方向に50cm以上、前後方向に5m以上離して設置していても、組合せにより一体として見えるものの設置は認めません。



3 板面の縦の長さ／板面の横の長さ

《整備基準》

- ・板面の縦の長さ
 1. 5 m以下
- ・板面の横の長さ
「縦<横」であること。

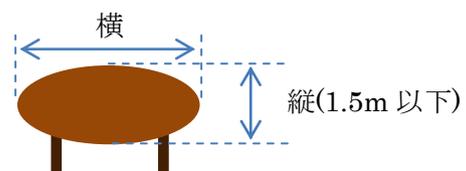
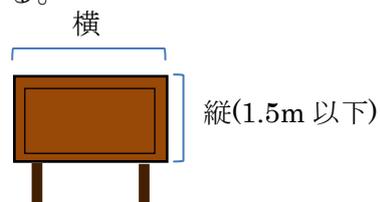
《解説》

縦長と横長の混在による無秩序な状態を防ぐため、板面の縦の長さを制限し、併せて横の長さを縦の長さより長くすることで、板面の形を横長の板面に統一するための基準です。

《運用基準》

<長さの計測方法>

- ・板面の縦の長さ
板面の上端から下端まで（枠がある場合には枠の上端から下端まで）の長さとする。また、板面が長方形でない場合は、最も長いところで計測する。
- ・板面の横の長さ
板面の右端から左端まで（枠がある場合には枠の上端から下端まで）の長さとする。また、板面が長方形でない場合は、最も長いところで計測する。



4 表示面積

《整備基準》

3平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告を表示することができる。

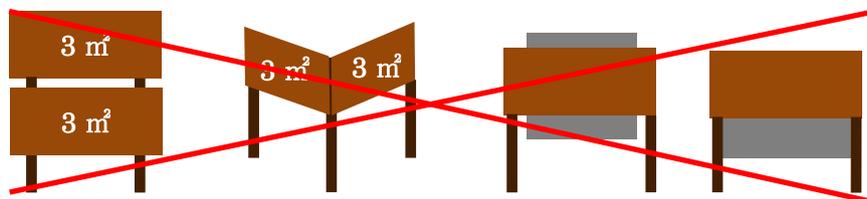
《解説》

案内図板の表示面積についての基準です。板面の裏側がそのまま見えるよりも、隠れているほうが美観上優れていることから、表側と同じ寸法及び形状ものをぴったりくっつけて表示するときのみ裏側にも表示可能としています。

《運用基準》

＜設置が認められないものの例＞

- ・ 1方向から見て3㎡の看板が2枚設置されている。(片面の合計6㎡で表示面積3㎡を超える)
- ・ 3㎡の看板2枚がV字型に設置されている。(片面の合計6㎡で表示面積3㎡を超える)
- ・ 表側と裏側がぴったり重なっていない。

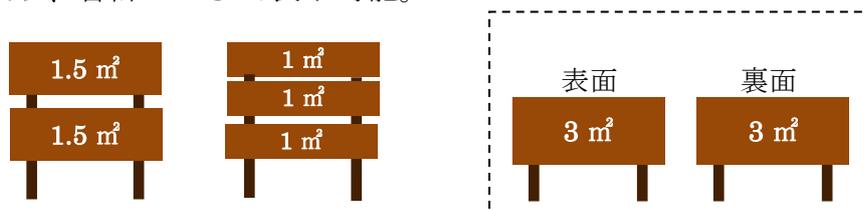


＜設置が認められるものの例＞

◇片面の合計が3㎡以内である次のような場合

- ・ 1方向から見て1.5㎡の看板が2枚又は1㎡の看板が3枚設置されている。

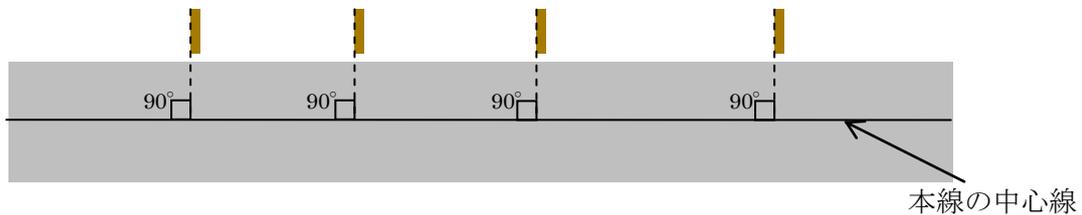
◇表側と同じ寸法及び形状ものを、ぴったりくっつけて表示するとき限り、合計6㎡まで表示可能。



5 板面の角度

《整備基準》

東駿河湾環状道路の中心線に対し、おおむね垂直であること。



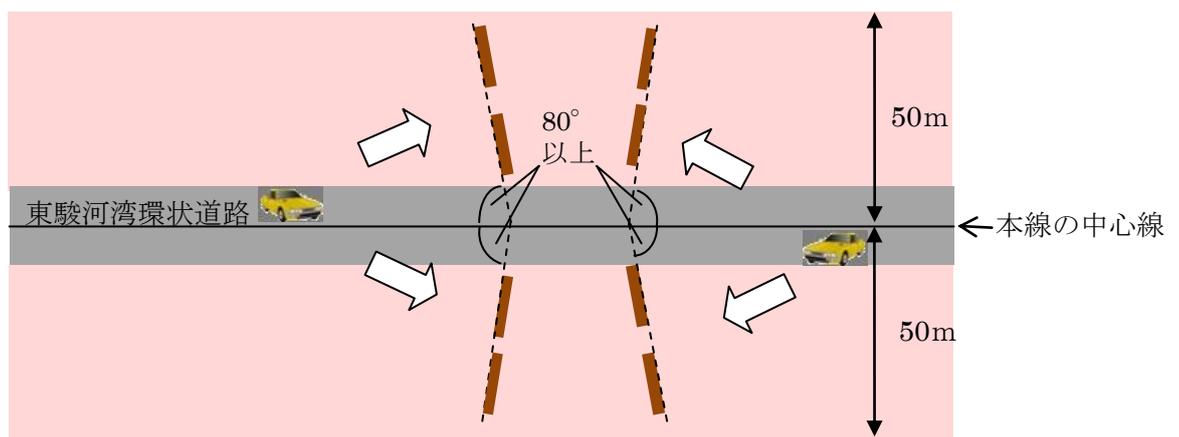
《解説》

板面の角度を道路の中心線に対し 90° に統一することで、乱雑な設置を防ぐことで整然性を確保し、自然景観と調和した秩序ある沿道景観へ誘導するための基準です。

《運用基準》

〈おおむね垂直であることの基準〉

板面の角度を道路の中心線に対し 90° に設置することにより、判読性の低下による誤読率の増加につながるものが容易に想定される場合においては、表示面側に傾けることについて、道路の中心線に対し 80° までは許容する。



6 案内表示の面積

《整備基準》

案内表示の面積は、板面の表示面積の3分の1以上とすること。

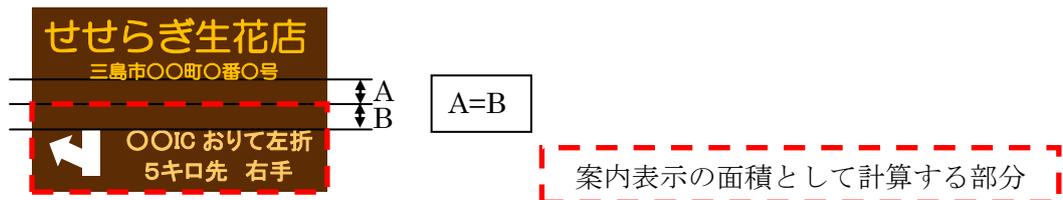
《解説》

一般広告ではなく、案内図板であることをはっきりとさせるため、この基準を設けています。地図、矢印が、誰が見てもはっきり分かることが案内図板の最低条件です。

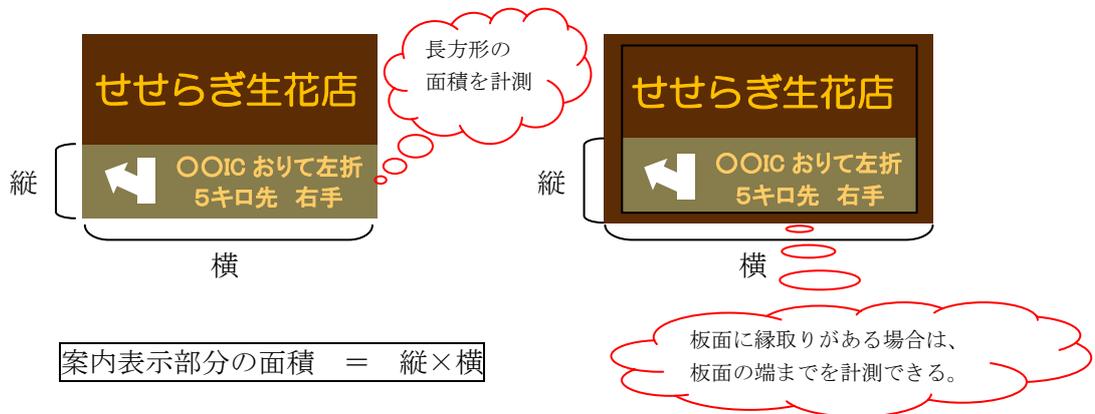
《運用基準》

＜案内表示の部分の面積の計測方法＞

- (1) 一つの長方形のスペースにまとめて表示しているが、地色は変えずに、他の部分と分けしていない場合
⇒案内表示部分とそれ以外の部分の間の中心線までは、案内表示の面積として計算する。



- (2) 一つの長方形のスペースにまとめて表示し、その部分の地色を変えたり、他の部分との境界に線を引いたりすることにより、他の部分と明確に区別している場合
⇒案内表示を表示した長方形の面積を計測する。



(3) 上記(1)(2)以外の場合

⇒ 案内表示そのものの面積を計測する。ただし、便宜的に、案内表示それぞれを囲み、かつその他の文字を含まない最小の長方形の面積を計測してもよい。



7 地図・矢印

《整備基準》

事業所等に案内し、又は誘導するための地図又は矢印が表示された案内広告を表示したものであること。

《解説》

案内広告の内容についての規定です。

誰が見ても案内図板であることが明確であるように、また、一目で誘導先へたどり着ける案内図板となるよう、案内、誘導のための地図や矢印を表示することとしています。

《運用基準》

＜地図を用いる場合の記載方法＞

現在地から誘導先の事業所等までスムーズにたどり着けるよう、地図上に現在地と誘導する矢印を必ず記載してください。



8 色彩

《整備基準》

- ・地の色彩
色相 10 YR、かつ明度 3 以上 6 以下、彩度 1 以上 6 以下であること。
- ・文字、地図、矢印の色彩
色相 10 YR、かつ明度 8 以上であること。

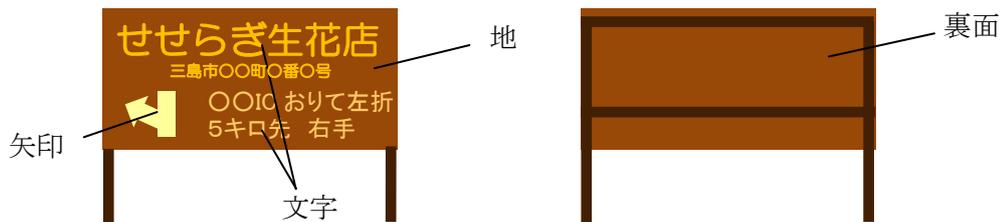
《解説》

自然環境や道路景観と調和した広告物等へ誘導するため、使用できる色相を絞り、高彩度の色などを避けることで、良好な沿道景観づくりを推進するための基準です。

《運用基準》

＜地の考え方＞

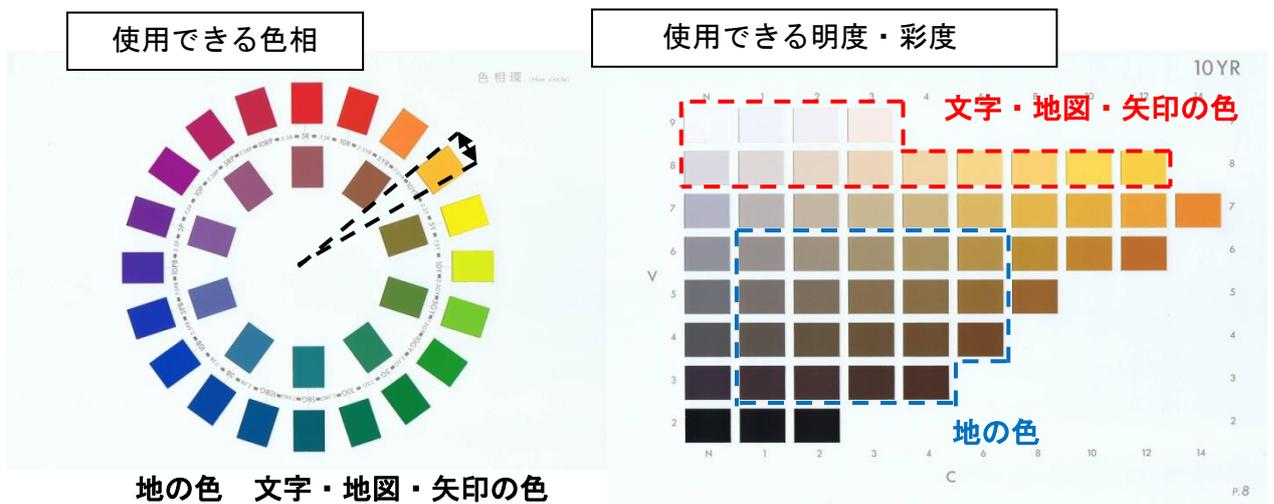
- ・文字、地図、矢印以外の部分です。
- ・板面の裏面も含まれます。



＜蛍光色や反射素材等＞

蛍光色や反射素材等、その他これらに類するものは使用できません。

《参考》



9 写真、絵（イラスト、商標等）の表示

《整備基準》

写真、絵（イラスト、商標等）は表示してはならない。

《解説》

写真や絵（イラスト、商標等）を使用すると、見にくい看板となるため、案内図板であり一般広告ではないという趣旨を踏まえ、その表示を規制し、品のある広告物とするための基準です。

※商標：事業者が自己の取り扱う商品・役務（サービス）を他人の商品・役務と識別するために、商品について使用する文字・図形・記号などの標識。

《運用基準》

<表示できないものの例>

- ・写真、絵、図形（地図以外）、ロゴマーク、記号は表示できません。
- ・商標は表示できません。



10 板面で使用できる色数

《整備基準》

- ・地の色
1色とする。
- ・文字、地図、矢印の色
3色以内とする。

《解説》

景観に配慮され、読みやすく品のある広告物とするために、地の色や、文字、地図、矢印の色の使用できる色数を制限することで、板面に統一感を持たせるとともに、視認性を高めるための基準です。

《運用基準》

<色数のカウント>



<案内表示の明確化のための特例>

案内表示の内容がわかりやすい案内図板とするため、案内表示を記載するスペースはまとめて確保し、地色の変化により、残りのスペースと明確に区分する場合は、地の色の使用を2色まで許可することがある。

なお、この場合であっても、文字、地図、矢印に使用できる色は3色までです。



11 電飾設備

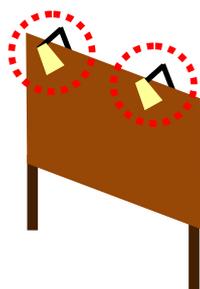
《整備基準》

電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出した物（案内広告を直接照らすものを除く。）その他これらに類するものを使用しないものであること。

《解説》

屋外広告物に電飾設備を使用する場合の規定です。品のある広告物とするため、また、光が交通の妨害となることを防ぐため、野立ての案内図板には、景観を阻害するような動光（電光掲示）、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの（表示面を直接照らすものを除く。）を使用することはできません。

*表示面を直接照らすものとはこんなもの



《ガイドライン》

＜その他の電飾設備を使用する場合＞

- ・昼間においても美観を損なわないものであるようにしましょう。

12 脚の色

《整備基準》

ダークブラウン（10YR 2/1）とすること。

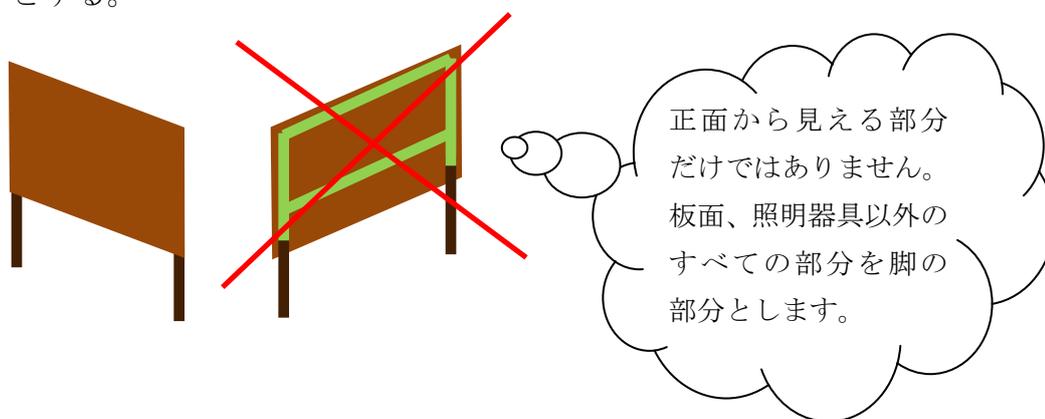
《解説》

景観に配慮したものとするため、ダークブラウン（色相が10YR、明度2.0、彩度1.0）に統一します。

《運用基準》

＜脚の部分とは＞

掲出物件のうち、板面及び案内広告を直接照らす照明器具以外の部分とする。



13 設置場所

《整備基準》

各インターチェンジ近くに設置することが望ましい。

《解説》

出来る限り設置をインターチェンジ付近に誘導し、良好な沿道景観の保全を図るための規定です。

【既存不適格広告物の取扱い】

現在、地区内において、表示等の許可を受けて表示している案内図板等については、屋外広告物誘導整備地区に指定された日（平成 27 年 3 月 26 日）から 3 年間（平成 30 年 3 月 25 日まで）は、引き続きこれらを表示し、または設置することができます。

※注意 更新の日から 3 年間ではありません。

【問合せ】

三島市 都市整備部 都市計画課 計画係

TEL 055-983-2631

FAX 055-973-7241

E-mail toshikei@city.mishima.shizuoka.jp